

座間市とイオン株式会社との包括連携協定書

座間市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、座間市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、座間市の一層の地域活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 子どもの育成・子育てに関すること。
- (2) 災害対策、防災、防犯に関すること。
- (3) 市政情報のPR・発信に関すること。
- (4) まちづくり・地域づくりに関すること。
- (5) 健康増進に関すること。
- (6) 産業の活性化、地域雇用創出に関すること。
- (7) 緑化・環境保全に関すること。
- (8) 座間市版WAONカード等の活用に関すること。
- (9) その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に規定する連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。この場合において、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（機密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の業務上の情報を、第三者に漏えいしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月9日

甲 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市
座間市長 遠藤 三紀夫

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役社長 岡田 元也